

運営審議会諮問事項調書

本人外収集に関する事項

項目	内容
業務・事業の名称	すみだ高齢者見守りネットワーク事業
収集の相手方	高齢者の家族や親族、友人、知人、近隣住民、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブ、ボランティアグループ、N P O、介護支援専門員、介護サービス事業所、介護認定調査員、医療機関、薬局、墨田区社会福祉協議会、協力企業・団体、警察署、消防署、行政機関等
収集する個人情報の項目	<p>1 氏名 2 住所 3 性別 4 年齢・生年月日 5 電話番号 6 外見の特徴（身長、体型、髪型、服装等） 7 日頃の生活状況（住居の状況、家族・親族等の状況、暮らし向き、健康状態、心身の状況等） 8 本人の異変に関する情報（発見時の状況等） 9 高齢者みまもり相談室が本人への対応方法を検討するに当たり必要な情報 ※ 上記のうち、収集の相手方により収集する個人情報の項目は異なる。</p>
本人以外のものから収集する理由	<p>本事業は、ひとり暮らし高齢者等が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者みまもり相談室が核となり、地域の関係者・団体等と連携しながら、見守りのネットワークを構築していくことを目的とした事業であり、事業の性質上、本人を見守っている地域の関係者・団体等からの通報・相談により本人に関する個人情報を収集する必要があるため。</p> <p>また、地域の関係者・団体等が保有している個人情報を把握することにより、高齢者みまもり相談室が、本人への対応方法の検討を円滑に行うことができるようになるため。</p>
収集の方法	本人を見守っている者からの通報・相談及び地域の関係者・団体等への照会
本人通知	<p><input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由）</p> <p>高齢者みまもり相談室の職員が、本人と面会した際に口頭で通知することを原則とするが、認知症又は意識不明瞭等本人の意思を確認できない場合、又は通知することにより、今後の本人への支援や関係者との信頼構築に支障を及ぼすおそれがある場合は通知しない。</p>
備考	
問い合わせ先	高齢者福祉課 地域支援係包括・相談室担当

運営審議会諮問事項調書

目的外利用に関する事項

項目	内容	
目的外利用される個人情報記録の名称及び項目	記録名	1 関係各課等が他の業務又は他の事業において収集した保有個人情報（高齢者みまもり相談室が目的外利用する場合） 2 地域包括支援センター支援システム（関係各課等が目的外利用する場合）
	項目	1 氏名等本人を特定するために必要な情報 2 関係各課等が他の業務又は他の事業において収集した本人に関する保有個人情報で、高齢者みまもり相談室が本人への対応方法を検討するに当たり必要な情報（高齢者みまもり相談室が目的外利用する場合） 3 本人の異変に関する情報及びそれに対する高齢者みまもり相談室の対応の結果（関係各課等が目的外利用する場合）
目的外利用する業務・事業の名称	1 すみだ高齢者見守りネットワーク事業 2 関係各課等が実施する他の業務又は他の事業	
目的外利用の必要性	関係各課等が他の業務又は他の事業において収集した本人に関する保有個人情報を把握することにより、高齢者みまもり相談室が、本人への対応方法の検討を円滑に行うことができるようになるため。 また、すみだ高齢者見守りネットワーク事業において、高齢者みまもり相談室が収集した本人の異変に関する情報及びそれに対する高齢者みまもり相談室の対応の結果を、関係各課等が他の業務又は他の事業において利用する必要があるため。	
目的外利用の方法	対面又は電話による口頭での提供	
本人通知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由） 高齢者みまもり相談室の職員が、本人と面会した際に口頭で通知することを原則とするが、認知症又は意識不明瞭等本人の意思を確認できない場合、又は通知することにより、今後の本人への支援や関係者との信頼構築に支障を及ぼすおそれがある場合は通知しない。	
備考		
問い合わせ先	高齢者福祉課 地域支援係包括・相談室担当	

運営審議会諮問事項調書

外部提供に関する事項

項目	内容	
外部提供する個人情報記録名及び個人情報の項目	記録名	関係各課等が他の業務又は他の事業において収集した保有個人情報
	項目	1 氏名等本人を特定するために必要な情報 2 関係各課等が他の業務又は他の事業において収集した本人に関する保有個人情報で、今後の見守り活動に必要となる本人の現況に関する情報（以下「現況情報」という。）
外部提供の相手方	1 通報・相談をした関係者・団体等 2 本人への対応協力を依頼する関係機関	
外部提供の理由	<p>通報・相談をした関係者・団体等に対応の結果を報告する際に、現況情報の提供が必要となる場合があるため。</p> <p>また、本人への対応協力を関係機関に依頼する際に、現況情報の提供が必要となる場合があるため。</p>	
提供の方法	対面又は電話による口頭での提供	
本人通知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由） <p>高齢者みまもり相談室の職員が、本人と面会した際に口頭で通知することを原則とするが、認知症又は意識不明瞭等本人の意思を確認できない場合、又は通知することにより、今後の本人への支援や関係者との信頼構築に支障を及ぼすおそれがある場合は通知しない。</p>	
備考		
問い合わせ先	高齢者福祉課 地域支援係包括・相談室担当	